

健康保険の被保険者等記号・番号等の 告知要求制限に係る解釈の明確化

- （令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知 保保発0510第3号）

規制改革の内容

特例措置前

健康保険の被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、告知を求めることが禁止している

特例措置（取扱いの明確化）

- ①保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、医療保険各法の理念に照らして整合的である場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能
- ②地方公共団体が、自らが保険者である国民健康保険に加入している住民だけでなく、それ以外の被用者保険に加入している住民に対しても、その各個人のデータを被保険者等記号・番号等を利用して紐づけることでデータベースを構築することが、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のために必要である場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の対象外

効果

被保険者等記号・番号等をキーとした健康医療情報の一元化により、健康医療情報のデータ共有・連携を促進

規制改革の概要

● 医療情報連携のイメージ

被保険者番号

【健康管理システムデータ】
住民情報
受診日
健診結果 等

保険者 例)自治体



被保険者番号をキーとして、各主体が保有する健康医療情報を円滑に連携

被保険者番号

【PHRデータ】
歩数
バイタル
摂取エネルギー
体重・体脂肪率 等

PHR事業者



健康保険事業又は
関連事務の委託

被保険者番号

被保険者番号

【電子カルテデータ】
処方
検体検査結果 等

医療機関



マイナ ポータル

↑

被保険者番号取得の
ための本人確認と同意
取得

個人

↑

健康増進支援

↓

受診